

令和元年9月3日 記者発表資料

令和元年度9月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

「セレクト神奈川NEXT」による企業立地の促進など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会 計 別	前回までの累計 額	9月補正予算額	9月現計予算額	(参考) 元年度 9 現/ 30年度 9 現
一般会計	18, 559. 27	0. 32	18, 559. 60	101. 2
特 別 会 計	20, 719. 80	1. 95	20, 721. 75	101. 7
企 業 会 計	1, 136. 62	l	1, 136. 62	96. 8
計	40, 415. 70	2. 27	40, 417. 98	101. 3

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

	款 別		前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額
繰	入	金	525. 25	0. 18	525. 43
繰	越	金	0. 10	0. 14	0.24
そ	の	他	18, 033. 91	ı	18, 033. 91
	計		18, 559. 27	0. 32	18, 559. 60

⁽注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

●○ 新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」による企業立地の促進(P3 参照)

【債務負担行為の設定】 期 間 令和元年度~令和 21 年度

限度額

170 億円

県内企業の再投資や中小企業の立地に対する支援を拡充・強化するとともに、特定の 地域に限定して支援対象産業の拡大等を行うことにより、県内経済の更なる活性化と雇 用の創出を図る。

[産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課長 電話 045-210-5570]

●○ 共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業費(P4 参照)

795万円

誰もが支え合い、受け入れ合う持続可能な共生社会の実現に向けて、交通不便地域において移動手段に困っている人々を、地域住民、市、NPO等が互いに協力して支える外出支援モデル事業について、県としてもスタートアップを後押しする。

「福祉子どもみらい局共生社会推進課長 電話 045-285-0736]

●○ RPA 推進事業費

1,945 万円

業務の効率化により県庁の働き方改革を推進するため、通勤手当の認定など、定型的な業務をソフトウェアロボットを活用して自動化する RPA (Robotic Process Automation)を導入する。

[総務局ICT推進部ICT・データ戦略課長 電話 045-210-3390]

○ 中小企業高度化資金貸付金の返納(中小企業資金会計) 1億9,517万円

県が貸し付けている中小企業高度化資金貸付金の繰上償還に伴い、その貸付財源の一部として(独)中小企業基盤整備機構から借り入れた元金分を同機構へ償還するとともに、中小企業資金会計に繰り入れた県負担分を返還するため、一般会計に繰り出す。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

新 新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」 による企業立地の促進

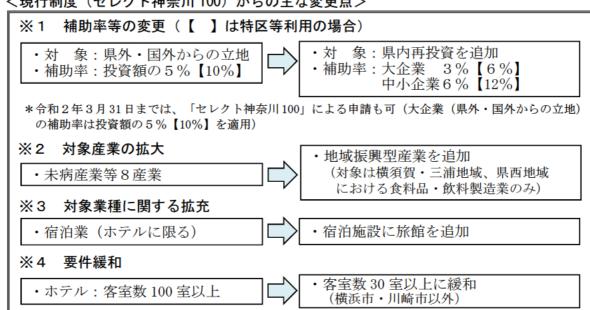
1 目 的

県内企業の再投資や中小企業の立地に対する支援を拡充・強化するとともに、特定の地域に限定して支援対象産業の拡大等を行うことにより、県内経済の更なる活性化と雇用の創出を図る。

2 制度の概要

- 中分支の地名	
支援内容	 ・企業立地促進補助金(※1) ・税制措置(不動産取得税の2分の1軽減) ・企業立地促進融資(中小・中堅企業(資本金10億円未満)に限る) ・企業誘致促進賃料補助金
対象産業	未病関連、ロボット関連、エネルギー関連、観光関連、先端素材関連、 先端医療関連、IT/エレクトロニクス関連、輸送用機械器具関連、 地域振興型(横須賀・三浦地域及び県西地域に限る)(※2)
対象業種	製造業、電気業(発電所に限る)、情報通信業、宿泊業(旅館・ホテルに限る)(※3、※4)、娯楽業(テーマパークに限る) 等
投資額要件	・大企業 20億円以上 ・中小企業 5千万円以上
雇用要件	・大企業 50名以上 ・中小企業 10名以上
取組期間	令和元年11月1日~令和6年3月31日

<現行制度(セレクト神奈川100)からの主な変更点>



3 債務負担行為の設定

- 期間 令和元年度~令和21年度
- 限度額 170億円
- 4 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正 上記制度の一環として、不動産取得税を軽減するため、所要の改正を行う。

問合せ先

【1~3】産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課 課長 池松 電話 045-210-5570

【4】 総務局財政部税制企画課 課長 浅場 電話 045-210-2300

(新) 共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業費

1 目 的

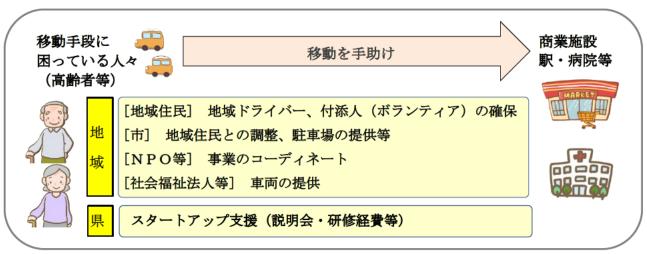
誰もが支え合い、受け入れ合う持続可能な共生社会の実現に向けて、交通不便地域において移動手段に困っている人々を、地域住民、市、NPO等が互いに協力して支える外出 支援モデル事業について、県としてもスタートアップを後押しする。



2 補正予算額 795万円

3 事業内容

県は、NPO等が開催する住民向け説明会や担い手向け研修など、スタートアップを後押しする。



4 事業実施地域 5 市 (10 地区) 平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、綾瀬市

5 スケジュール

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
試行運行	本格運行	地域による自走化準備	地域による自走化
		他地域へ普及(情報交換・	事例集の作成)

問合せ先

福祉子どもみらい局共生社会推進課 課長 一柳 電話 045-285-0736

Ⅱ 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	11 件
工事請負契約の締結	3 件
工事請負契約の変更	3 件
そ の 他	1 件
計	19 件
(参考)9月補正予算	2 件
合 計	21 件

2 主な条例案

【条例の制定】

○ 神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例(P8参照)

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的に、神奈川県流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例を制定する。

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【条例の改正】

○ 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(P3参照)

新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の一環として、不動産取得税を軽減するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

○ 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(P9参照)

いわゆる「自画撮り被害」を未然に防止するため、青少年に対し、当該青少年に係る児 童ポルノ等の提供を求めることを禁止するなど、所要の改正を行う。

「福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長 電話 045-210-3830]

〇 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(P10参照)

健康増進法の一部改正に伴い、法による規制が上回ることとなった規定を削除するなど、所要の改正を行う。

「健康医療局保健医療部健康増進課長 電話 045-210-4770]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(2法人)を新たに 指定するなど、所要の改正を行う。

「政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

「総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物を対象とする場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を追加するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]

○ 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行により、介護サービス情報の公表制度の対象サービスが追加されたこと等に伴い、介護サービス情報調査手数料を定めるなど、所要の改正を行う。

「福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技の開催を踏まえ、湘南港港湾管理事務所の船具ロッカーの利用料等について、減免することができるようにするため、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部港湾事業調整担当課長 電話 045-285-0815]

○ 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正等を踏まえ、長屋の構造等に関する規制を緩和するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

県立高校改革実施計画(I期)に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等及び新まなびや計画による新たな特別支援学校の設置を行うため、所要の改正を行う。

[教育局総務室県立高校改革担当課長 電話 045-285-1011] 「教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
1)	平塚農業高校商業教育棟新築工事(建築 一第1工区)請負契約	平塚市達上 ケ丘10-10	紅梅·大旭特定建設工事共 同企業体 代表者 株式会社紅梅組 代表取締役 篠原 立美	8億3,155万2,711円
2	吉田島高校実習棟新築工事(建築)請負契約	足柄上郡開成町吉田島	大野土建·西野工務店特定 建設工事共同企業体 代表者 大野土建株式会社 代表取締役 大野 攻	10億7,014万5,978円
3	小田原養護学校湯河 原·真鶴方面分教室 (仮称)新築工事(建 築)請負契約	足柄下郡湯 河原町中央2 -21-3の一 部	久野建設·正建特定建設工 事共同企業体 代表者 久野建設株式会社 代表取締役 久野 孝広	6億6,097万530円

①②[教育局指導部高校教育課高校教育企画室長 電話 045-210-8370]

③[教育局指導部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

【工事請負契約の変更】

インフレスライド条項の適用に伴い、工事請負契約を変更する。

	名 称	請負契約者	請負契約金額		
	石 你	萌貝矢利有	変更後	変更前	
1	分庁舎新築工事 (建築)請負契約	松尾·工藤·石井特定建設 工事共同企業体	56億9,715万6,800円	56億3,833万9,800円	
2	分庁舎新築工事 (機械)請負契約	根布・ダイト・長瀬特定建設 工事共同企業体	11億7,455万8,620円	11億6,509万7,520円	
3	分庁舎新築工事 (電気)請負契約	東洋電装·東栄電設·神電 設備工業特定建設工事共 同企業体	9億8,321万3,600円	9億7,353万3,600円	

①②③[総務局財産経営部施設整備課長 電話 045-210-2550]

【その他】

○ 平成30年度神奈川県公営企業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

4 関係資料

神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例案の概要

(1) 目的

本県の流域下水道事業は、相模川及び酒匂川の水質保全と流域の生活環境の改善を主な 役割として事業を実施しているが、供用開始から40年以上経過し、今後、施設の老朽化に 伴う更新費用の増大が予想されている。

このため、中長期的な視点に立ち、経営の安定を図るため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的に、地方公営企業法(以下「法」という。)の財務規定等の適用を行い、会計制度を官公庁会計(現金主義・単式簿記)から公営企業会計(発生主義・複式簿記)に移行する。

そこで、法の規定に基づき、地方公営企業の設置及び経営の基本に関する事項等を規定する条例を制定する。

(2) 内容

ア 地方公営企業の設置

都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全 に資するため、流域下水道事業を地方公営企業として設置

イ 財務規定等の適用

流域下水道事業に法の財務規定等を適用

ウ 経営の基本及び目標

(ア) 経営の基本

流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である 公共の福祉を増進するように運営

(イ) 経営の目標

流域下水道 の名称	処理区	関係市町	計画汚水量		
相模川流域下水道	左岸処理区	相模原市、平塚市、藤沢市、 茅ケ崎市、海老名市、座間市、 綾瀬市及び寒川町	1 2	処理人口 184万1,000人 1 日最大処理量	
	右岸処理区	平塚市、厚木市、伊勢原市、 大磯町及び愛川町	2	93万3,000立方メートル	
酒匂川流域 下水道	左岸処理区	小田原市、秦野市、二宮町、 中井町、大井町及び松田町	1	処理人口 27万8,000人	
	右岸処理区	小田原市、南足柄市、山北町、 開成町及び箱根町	2	1日最大処理量 22万9,000立方メートル	

(3) 施行期日

令和2年4月1日

問合せ先

県土整備局河川下水道部下水道課長 近藤 電話 045-210-6440

神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目 的

近年、インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、 自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自 画撮り被害」の被害児童数が年々増加傾向にあり、対策を講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、自画撮り被害を未然に防止するため、条例を改正する。

(2) 内容

ア 児童ポルノ等の提供を求める行為への対応

青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録(以下「児童ポルノ等」 という。)の提供を青少年に求める行為について禁止する規定を追加する。

イ 罰則規定の改正

青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めたものであって、次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金を課する。

- (ア) 青少年に拒まれたにもかかわらず、児童ポルノ等の提供を求めた者
- (イ) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、児童ポルノ等の提供を求めた者

(3) 施行期日

令和元年12月1日。ただし、(2)イについては令和2年2月1日。

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長 小出 電話 045-210-3830

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

健康増進法(以下、「法」という。)が改正され、受動喫煙に関する規制が令和2年4月から全面施行されることに伴い、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(以下、「条例」という。)の規制と法の規制が一部重複するため、県民意識・施設調査の結果及びたばこ対策推進検討会での議論を踏まえ、条例を改正する。

(2) 内容

法が条例を上回る規制について条例の規定を削除し、条例が法を上回る規制については 条例の規定を残す。

(3) 施行期日

令和2年4月1日

(参考) 現行の条例と改正法における主な規制内容の比較表

(参考) 先行の未例と以正伝における主な規制的各の比較表					
	条例	改正法			
物販店、映画館、集会場、	禁煙	禁煙			
図書館等		(条件付きで加熱式たばこは			
		喫煙可)			
上記以外のサービス業	禁煙または分煙	禁煙			
店舗、飲食店等		(条件付きで加熱式たばこは			
小規模宿泊施設、	禁煙または分煙(努力義務)	喫煙可)			
パチンコ店などの					
一部の風営法施設					
小規模飲食店	禁煙または分煙(努力義務)	禁煙			
(客席面積 100 ㎡以下)		(既存店は喫煙の選択も可)			
未成年者の喫煙区域への	罰則適用あり	罰則適用なし			
立入制限					
禁煙の表示義務	あり	なし			

[※] 規制の強い方を太枠で囲み、太字としている。

問合せ先

健康医療局保健医療部健康増進課長 加藤 電話 045-210-4770

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 渡邊 電話 045-210-2252

Ⅱ 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 柏木 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 古河 電話 045-210-3022